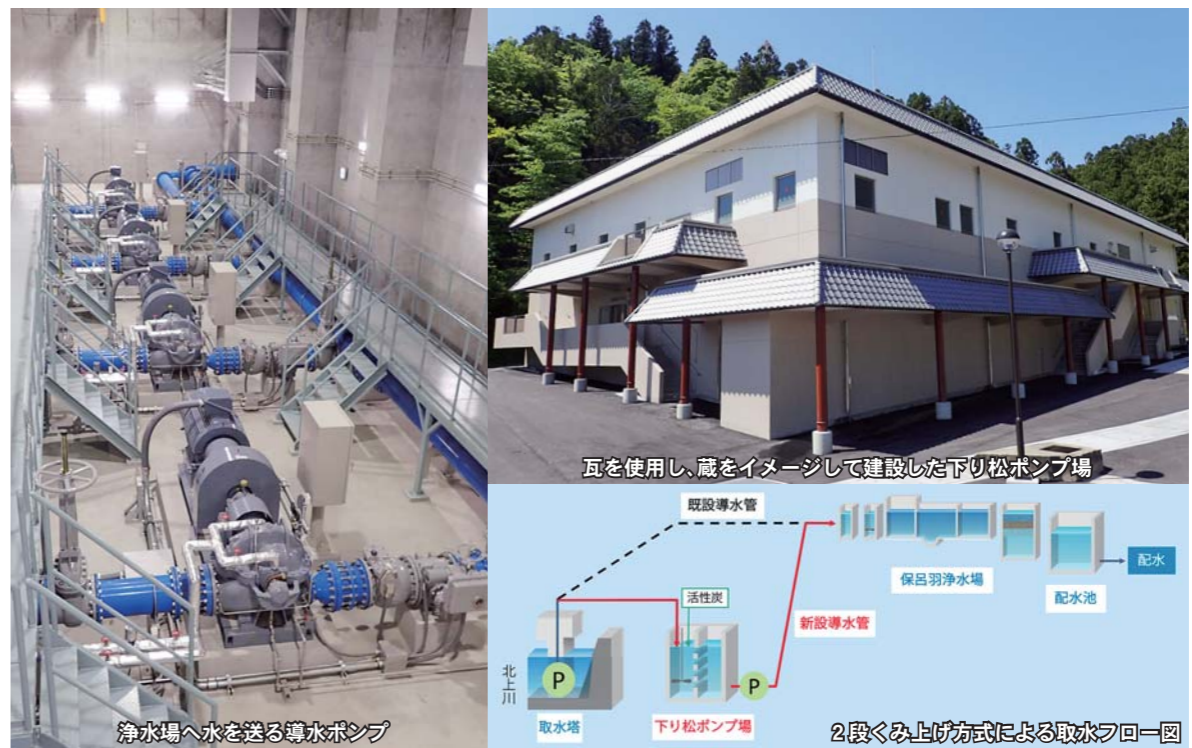


Information 01

下り松ポンプ場が完成



平成26年7月から登米町寺池道場内に建設していた、下り松ポンプ場が完成し、本年6月5日に竣工式を開催しました。東日本大震災では、保呂浄水場の取水ポンプが地震の影響を受け、相次いで故障。取水量が不足し、特に迫川西部地区などで長期間の断水になりました。市は、災害に強く、安定的に給水できる水道施設の構築を目指し、整備を進めてきました。

これまでは、北上川の水を取水塔にある特殊大型水中ポンプで、標高97㍎の保呂浄水場へ直接くみ上げていたものを、新たに中間ポンプ場を設置することで、汎用性の高いポンプによる2段くみ上げ方式に変更。より安定的な取水が可能になりました。

今後も、さらに水道管の耐震化などの整備を進め、災害や事故に強く、安全な水道水を持続して安定供給していきます。

【問い合わせ】水道事業所水道施設課(施設整備係)
☎0220(52)3312

Information 02

住宅の新築、購入に支援
住まいサポート補助金

市は、移住・定住の促進を目的とし、住宅を新築または購入(中古住宅を含む)するなど、一定の要件を満たす人に対して「住まいサポート事業補助金(住宅取得補助金)」を交付しています(市内での建て替えや住み替えは対象になりません)。

補助金は、予算の範囲内での交付のため、申請額の総額が予算額に達した場合、受付を終了します。

補助金の申請を検討されている人は、期日までに企画政策課に相談ください。

また、平成31年度以降の事業については、補助金額など事業内容の変更、または終了することもあります。

【対象者】市内に移住・定住するため、住宅を新築または購入(取得から1年以内)した人

【補助金額】
▼住宅を新築または購入
転入者(上限額80万円)
転入者以外(上限額30万円)
▼中古住宅を購入
転入者(上限額60万円)
転入者以外(上限額20万円)



▼加算額(市内業者が施工した場合)10万円、中学生以下の子どもがいる場合1人につき5万円)

【期日】8月31日(金)まで
※申請方法など、詳しくは問い合わせください。

【問い合わせ】企画政策課(移住・定住促進係)／移住・定住相談専用ダイヤル
☎0220(23)7331
✉tome-life@city.tome.niigata.jp

※移住・定住支援の詳しい情報は、市公式ホームページで紹介しています。

Information 03

国民健康保険税
後期高齢者医療保険料を改定

国民健康保険税の
税率を引き下げ

国民健康保険制度は、病気やけがをしたときに、医療費などを給付する医療保険制度です。社会保険加入者や生活保護受給者以外の全ての人が加入しています。

国民健康保険税は、保険税率から算出した医療分(医療費の支払いに充てるもの)と支援金分(後期高齢者医療制度の費用に充てるもの)、介護分(介護保険制度の費用に充てるもの)の合計で構成されています。平成30年度は、資産割を廃止し、税率を【表1】の通り引き下げました。

また、地方税法の一部改正により、国民健康保険税の算定基準を改定し、軽減対象世帯の範囲を【表2】の通り拡大しました。

詳細は、総務部税務課の窓口や市公式ホームページで確認できます。

【問い合わせ】総務部税務課(国民健康保険係)
☎0220(22)2163

【表1】国民健康保険税率の改正表

区分	医療分		支援金分		介護分		
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	
所得割	(前年総所得-基礎控除33万円)×税率	7.00%	6.45%	2.99%	2.20%	2.04%	2.50%
資産割	固定資産税額×税率 ※償却資産分を除く	6.50%	廃止	3.30%	廃止	5.70%	廃止
均等割	被保険者一人につき	22,700円	22,500円	8,400円	9,000円	8,300円	12,000円
平等割	一世帯につき	23,500円	20,000円	8,600円	5,000円	7,200円	6,200円
各限度額	540,000円	580,000円	190,000円	据え置き	160,000円	据え置き	
限度額合計	平成29年度 890,000円 ⇒ 平成30年度 930,000円						

【表2】軽減判定所得の改正表

軽減割合	世帯の所得の基準	
	平成29年度	平成30年度
7割	33万円以下	据え置き
5割	33万円+(27万円×被保険者数)以下	33万円+(27.5万円×被保険者数)以下
2割	33万円+(49万円×被保険者数)以下	33万円+(50万円×被保険者数)以下

【対象者】
医療分⇒国保加入者全員
支援金分⇒国保加入者全員
介護分⇒40歳以上65歳未満の人

平成30・31年度の後期高齢者医療保険料

年間保険料(限度額)	均等割額	所得割額
62万円 (平成28・29年度は57万円)	一人につき 41,400円 (平成28・29年度は42,480円)	基礎控除(33万円)後の総所得× 8.02% (平成28・29年度は8.54%)

均等割額の軽減

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の所得の合計額	
	平成29年度	平成30年度
5割	33万円+(27万円×被保険者数)以下	33万円+(27.5万円×被保険者数)以下
2割	33万円+(49万円×被保険者数)以下	33万円+(50万円×被保険者数)以下

社会保険などで被扶養者だった場合の均等割額の軽減

平成29年度	平成30年度	対象になる人
7割軽減	5割軽減	後期高齢者医療加入前が会社の健康保険などの被扶養者で、9割軽減8.5割軽減にならない人(所得割額は0円)

後期高齢者医療保険料率
を引き下げ

後期高齢者医療保険料は、被保険者が均等に負担する均等割額と、前年の所得に応じて計算される所得割額の合計額で構成されています。保険料率や軽減の割合が左表の通り

変わりました。なお、所得割額の軽減は廃止されました。

【問い合わせ】
総務部税務課(国民健康保険係)
☎0220(22)2163
▼宮城県後期高齢者医療広域連合
☎022(266)1021